

令和7年度
山武市立大富小学校
いじめ防止基本方針

I いじめ防止基本方針

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・1
(1) いじめの定義
(2) いじめの認知
(3) いじめの解消
(4) 信用を失う教師の態度（不適切な指導例）
(5) いじめ重大事態
- 2 未然防止・・・2
(1) 子どもや学級の様子を知る
(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをする
(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
(4) 保護者や地域の方へ働きかける
- 3 早期発見・・・4
(1) いじめに気づく力を高める
(2) いじめが見えにくいのは
(3) 早期発見のための手だて
(4) 相談しやすい環境づくりをすすめる
(5) 地域の協力を得る
- 4 早期対応・・・6
(1) 対応の基本的な流れ
(2) 発見時の緊急対応
(3) いじめが起きた場合の対応
(4) 迅速に対応するために
(5) 自殺の可能性のある児童への対応
- 5 ネット上のいじめへの対応・・・9
(1) ネット上でのいじめのトラブルの事例
(2) 未然防止のために
(3) 早期発見・早期対応のために
(4) 書き込みや画像の削除に向けて

II いじめ防止対策のための組織的対応

- 1 いじめ問題に取り組む体制の整備・・・11
(1) いじめ対応チーム
(2) 心の通い合う職員の協力協働体制
(3) 年間を見通したいじめ指導計画
- 2 いじめが起こった場合の組織対応の流れ・・・12
(1) 重大な事案が発生した場合
- 3 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携・・・15
(1) 教育委員会との連携
(2) 出席停止措置
(3) 警察との連携
(4) 地域等その他関係機関等との連携
- 4 教職員の研修の充実・・・15

III 基本方針の公表、点検、評価

I いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第2条」にもとづく。

いじめとは、「本校の児童等に対して、一定の人的関係にある者が、心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されない行為である。また、いじめは、どの学年、学級でも起こりうるものであり、すべての児童に関わる問題である。

(2) いじめの認知

過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもある。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめとして認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

そのために、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることの証しである」「組織で認知し、対応することが重要である（一人で抱え込まない）」という考えのもと、いじめの認知を正確に行うことは極めて重要なことである。

いじめの認知は、以下の点を考慮して行う。

- ① いじめられた児童の立場に立つ。
- ② 「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、児童がかかわっている仲間や集団での何らかの関係を指す。
- ④ 加害者、被害者という二者関係だけでなく、所属集団の問題（無秩序性や閉鎖性等）、観衆（はやし立てたりおもしろがったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在にも注意を払う。（いじめの四層構造）
- ⑤ いじめには多様な態様があり、ごく初期段階のいじめ、好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合、外見的にはけんかに見える、本人が否定する、当該児童が知らない、いじめた側といじめられた側が入れ替わる、などの場合をふまえ、以下のように身体的ではない場合も含めて具体的に想定しておく。

分 類	接触する可能性のある刑法規
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫、名誉棄損、侮辱
仲間はずれ、集団による無視をされる	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
金品をたかられる	恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる	名誉棄損、侮辱

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって容易に「解消」とすることはできない。

「いじめが解消している」とは、以下の2つの条件を満たしている必要がある。

- ① いじめの行為がやんでいる状態が、少なくとも**3か月間**継続していること
- ② 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと（本人や保護者の面談等で確認）

	いじめに係る行為がやんでいない	いじめに係る行為がやんでいる 3か月未満	いじめに係る行為がやんでいる 3か月以上
心理的苦痛がある	要指導	要支援	要支援
心理的苦痛が <u>ない</u>		見守り	解消

(4) 信用を失う教師の態度（不適切な指導例）

- ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

(5) いじめ重大事態

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（30日を目安）

2 未然防止

(1) 子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づき

同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にする。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

② 実態把握

子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を行う。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な連携を図る。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをする

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちにとって、教職員の姿勢は、「重要な教育環境の一つ」であることを肝に銘じ、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努める。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化する。

⇒「生徒指導の機能を生かした授業」実践

【安全・安心な風土】をつくる

・お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送ることができる風土

【自己存在感】

・学ぶ楽しさや成就感を味わうことができる授業

【共感的な人間関係を育む授業】

・お互いに認め合い、学び合うことができる授業

【自己決定の場】を与える授業

・自ら課題を見つけ、それを追究し、自ら考え、判断し、表現できる授業

自信をもたせる言葉

「そうか、それはいいところに気がついたね」

「あの時の態度、立派だったよ」

「ああすることは、とても勇気がいることだったでしょう。感心したよ」

「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね」

「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい」

「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ」

心に残る言葉

「あなたの気持ち、先生にもわかるよ」

「わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう」

「さわやかなあいさつだね」

「そういう考え方もあるね。よく考えたね」

「ここがいいね。これがいいね」

④子どもたちの主体的な参加による活動

児童会による自発的・自治的な活動でいじめ防止を訴え解決を図れるような取組を進める。

⇒・なかよし班での活動の充実

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

①人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

⇒・道徳授業を核とした指導の実践

・学校・学年行事等での指導による意識化と啓発

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

⇒・思いやりや親切心の啓発を図る道徳授業の工夫（道徳映像教材の活用）

・学校公開時の道徳授業参観を通じた、保護者への理解促進

③体験学習の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかし、今の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、職場体験（見学）等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験学習を体系的に展開し、教育活動に取り入れる必要がある。

⇒・**保護者や外部人材を活用した体験学習**

・**社会福祉協議会員を活用した福祉体験学習 等**

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

今の子どもたちは、他者と関わる生活体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

⇒・**ピア・サポートプログラムを活用した授業実践**

・**学校行事・児童会活動における異学年交流での実践**

(4) 保護者や地域の方へ働きかける

P T Aの各種会議や保護者会等においても、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

3 早期発見

(1) いじめに気づく力を高める

① 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守る。

② 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められる。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

(2) いじめが見えにくいのは…

① いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。(時間と場所)
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。(カモフラージュ)

② いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、

「親に心配をかけたくない」

「いじめられる自分はダメな人間だ」

「訴えても大人は信用できない」

「訴えたら仕返しが怖い」などといった心理が働く。

③ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっていない兆候は学校では把握が難しい。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっていない可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

(3) 早期発見のための手だて

① 日常の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。

② 観察の観点

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある、また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行う。

③ 生活ノート

日記や連絡帳などの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施する。

④ 教育相談

日常生活の中での声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。また、定期的な教育相談週間を設けるなど、相談体制を整備する。

⑤ いじめ実態調査アンケート

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に1回以上実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。

小学校においていじめの発見は、保護者からの訴えが多いことから、保護者からの情報を丁寧に聴く機会を充実させることが重要である。

小学校での本人からの訴えなど、いじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要があるといえる。

(4) 相談しやすい環境づくりをすすめる

① 本人からの訴えには

○心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラー等を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

○新たないじめが発生することを防ぐ

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○情報の発信元は絶対に明かさない

「よく伝えてくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

○日頃から信頼関係を築いておく

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

○問題が起こっていない時こそ信頼関係を築くチャンス

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンス。日頃から。子どもの良いところや気に

なるところ等、学校の様子について連絡する。

○保護者の気持ちを十分に理解する

子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

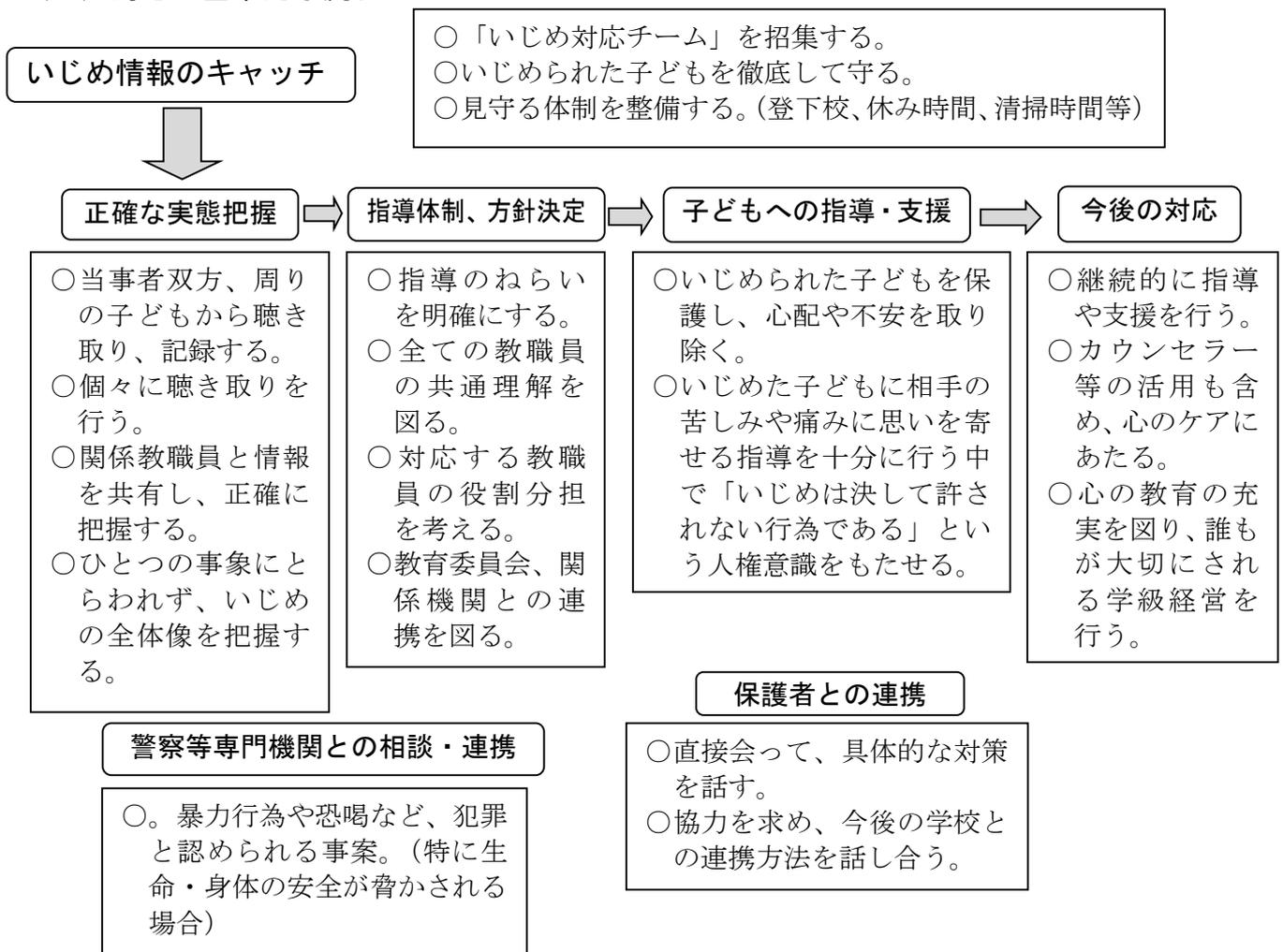
(5) 地域の協力を得る

学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど、地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、見守り隊、子ども会、社会体育団体等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める。

4 早期対応

(1) 対応の基本的な流れ



(2) 発見時の緊急対応

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- ・いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重に配慮する。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。
- ・状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報>

- ◇Who, Whom : 誰が誰をいじているのか?・・・【加害者と被害者の確認】
- ◇When, Where : いつ、どこで起こったのか?・・・【時間と場所の確認】
- ◇What, How : どんな内容のいじめか。どんな被害をうけたのか?・・・【内容】
- ◇Why : いじめのきっかけは何か?・・・【背景や要因】
- ◇How much : いつ頃から、どのくらい続いているのか?・・・【期間】

※個人情報の扱いには十分注意する。

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子ども、保護者に対して

<子どもに対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜く」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊意識を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- 「お子さんにも悪いところがあるようです」
- 「家庭での甘やかしが問題です」
- 「クラスにはいじめはありません」
- 「どこかに相談に行かれてはどうですか」

② いじめた子ども、保護者に対して

<子どもに対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの交友関係や生活態度に目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- 「いじめられる理由があるのだろう」
- 「学校がきちんと指導していれば…」
- 「ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか」

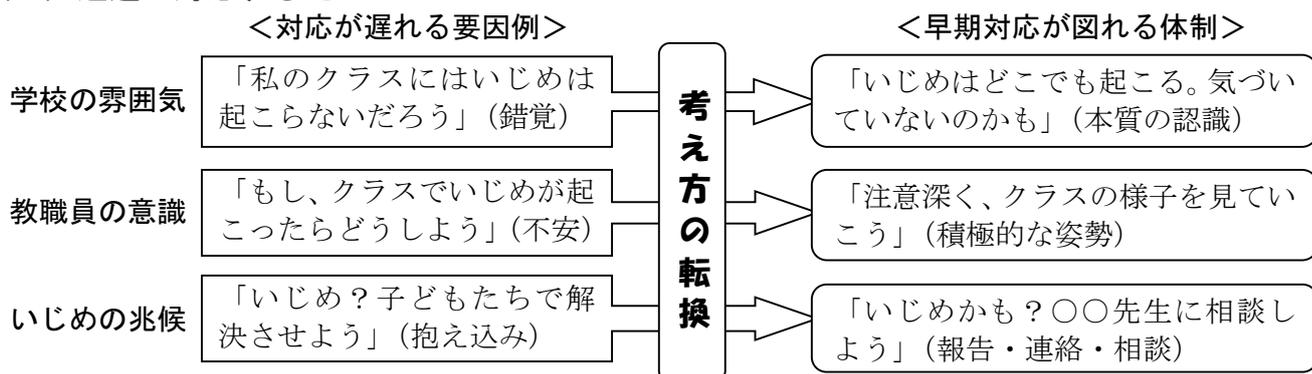
③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級や学校の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級や学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(4) 迅速に対応するために



(5) 自殺の可能性がある児童への対応

教師一人で対応するのではなく、情報を共有し必ず組織で対応する。安易に励ましたり、叱ったりしなどせず、「TALKの原則」で児童に対応するが、目の前で自殺する危険性を感じ取れば、即座に止め安全を確保する。

① 対応の原則

- できること
 - ・児童が置かれている状況を受け止め、その子の気持ちや立場に立って、ともに問題解決を考えること。受容と共感をはっきりと示すこと。
 - ・児童の話にじっくりと耳を傾け、判断や評価をせずに穏やかに話を聴くこと。
 - ・安易な励ましや安請け合いは慎むこと。
- やってはいけないこと
 - ・「死ぬ気でやれば何でもできる」「もっとがんばれ」などの一方的な励ましや的外れな助言をすること。
 - ・児童を責めたり、非難したり、評価したりすること。
 - ・児童からの相談を二人だけの「秘密」にすること。

TALKの原則

- T (Tell) : 行動の変化に気づき、心配していることを言葉で伝える。
- A (Ask) : 「死にたい」という気持ちについて、尋ねる。
- L (Listen) : 絶望的な気持ちを受容し傾聴する。
- K (Keep safe) : 安全を確保し相談機関などに情報を確実につなぐ。

② 対応の留意点

- 一人で抱え込まない
 - ・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）で情報を共有し、組織で対応する。多くの視点から児童を見ることで児童に対する理解を深めるとともに、担任の不安感を軽減する。
- 一喜一憂しない
 - ・児童の言動をよし悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった状況を理解し、継続的に信頼関係を築くことが大切である。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上でのいじめのトラブルの事例

<事例>

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、自分だとはわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

○SNSから生じたいじめ

A君が友人数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

○動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流されたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のために

① 保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

<早期発見の観点から>

○家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

子どもたちの心理

「匿名で書き込みができるなら…」
「自分だと分らなければ…」
「誰にも気づかれず、見られていないから…」
「あの子がやっているなら…」
「動画共有サイトで目立ちたい…」

(3) 早期発見・早期対応のために

○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

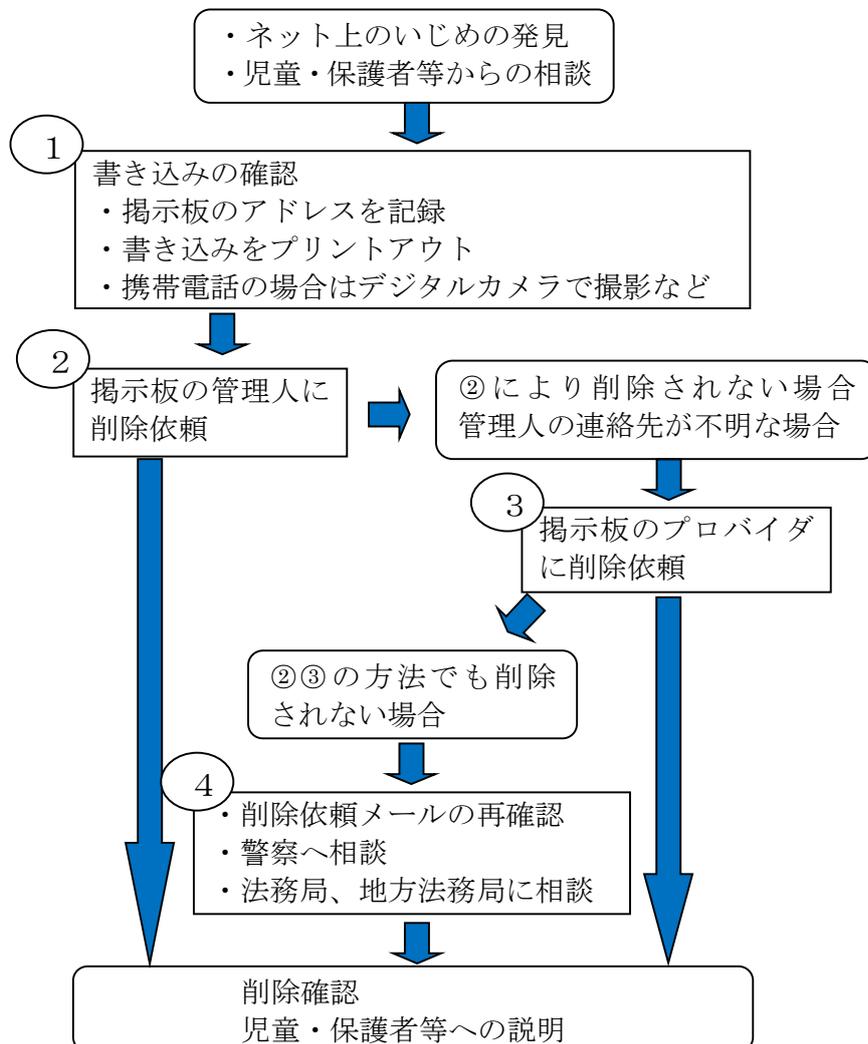
- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携する。

(4) 書き込みや画像の削除に向けて

○指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

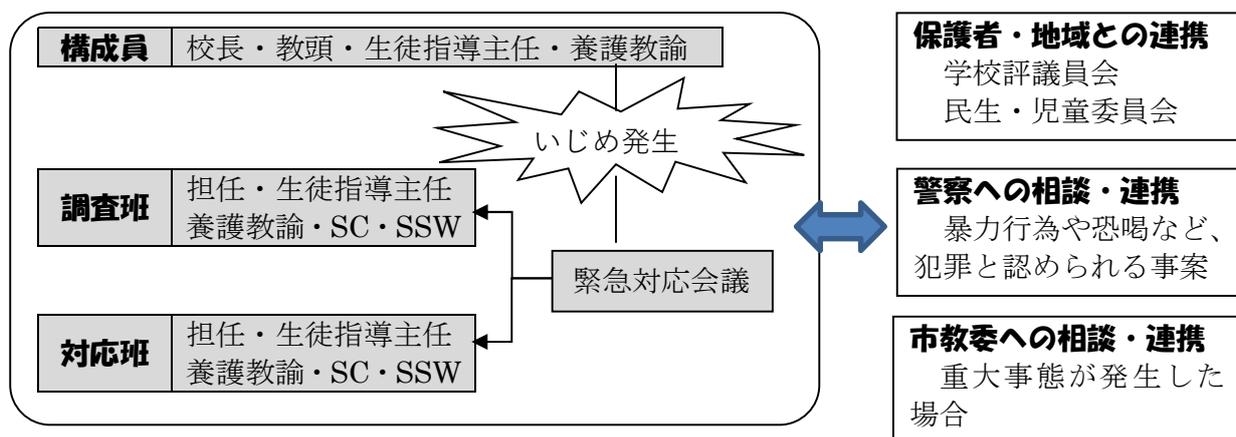
書き込み等の削除の手順 (参考)



II いじめ防止対策のための組織的対応

1 いじめ問題に取り組む体制

- (1) いじめ対応チーム・・・重大事態発生時の母体となる
- ・いじめの相談・窓口となる。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録、共有を行う。
 - ・いじめの疑いがあった場合には速やかに緊急会議を開く。



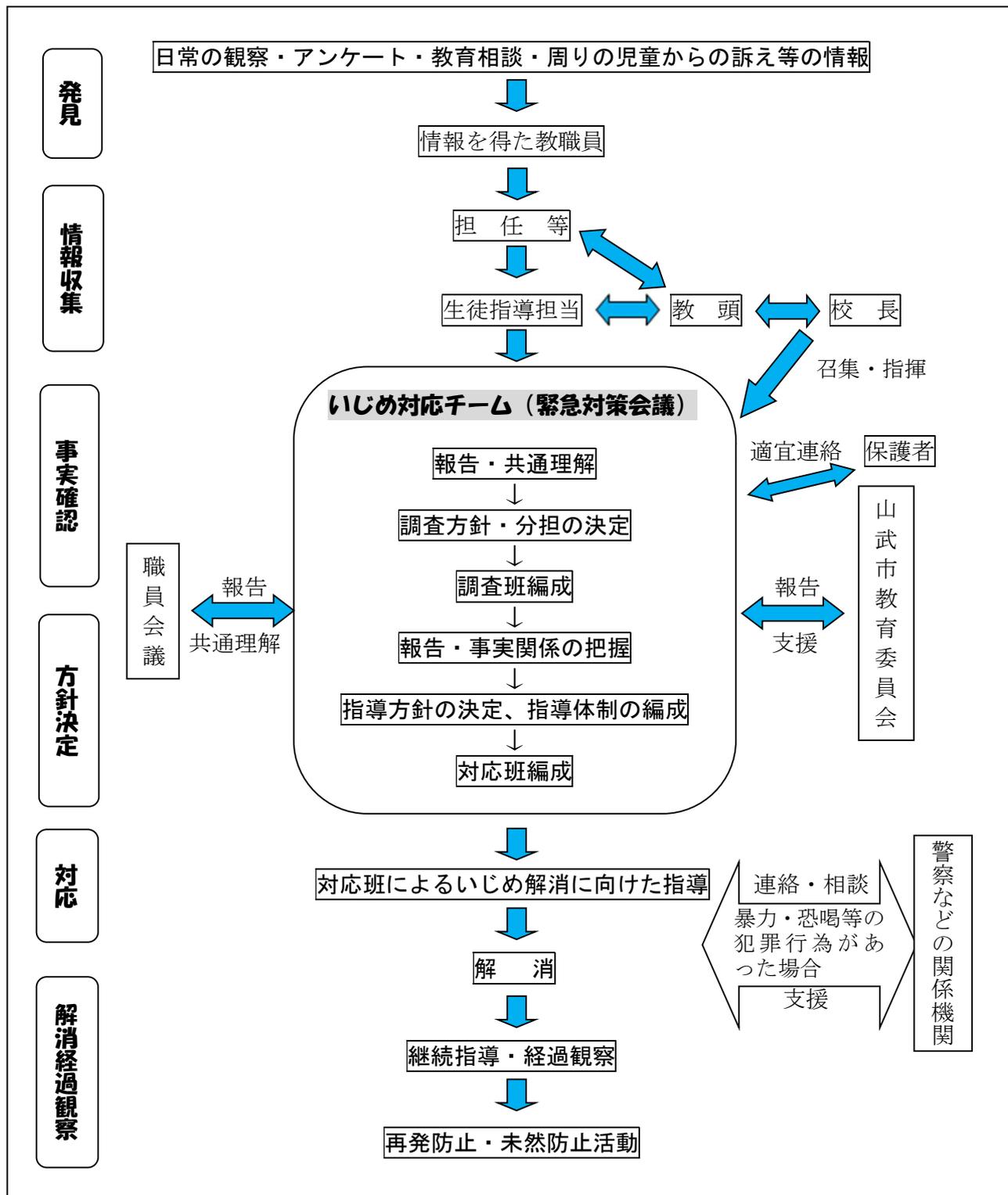
(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う教職員による学校づくりを推進する。

(3) 年間を見通したいじめ指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画	事案発生時は、緊急対応会議の開催										いじめ対応チーム会議 ・まとめ ・課題検討 ・評価 ・見直し
未然防止に向けた取組	学級づくり・人間関係づくり 保護者向け啓発				職員研修		学級づくり・人間関係づくり					
早期発見に向けた取組		なかよしアンケート						なかよしアンケート				なかよしアンケート
			教育相談週間					教育相談週間			教育相談週間	

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



○生命または身体のおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学級及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

<いじめの認知から事後対応までのフロー図>

●いじめの疑いがある事案の認知

★児童や保護者からの情報の場合は、丁寧に受け入れ、調査後に報告することを約束。

【注】 児童の緊急的安全確保をする。(暴力を止める、いじめた児童から離す等)

- ① 管理職への報告 (または、生徒指導主任へ報告し、管理職へ報告)
- ② 記録簿への記入 (管理職が、担任に記述を指示)
- ③ 生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) 開催の決定と召集 (管理職が最終決定)

●認知後の事実確認

★生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) が方法を決定し、生徒指導主任、相談窓口、学年主任、学級担任等、複数で速やかに対応。

【注】 一方的な解釈は禁物。決めつけや誤解を起こしたり広げたりしない。

- ① 被害児童、加害児童への聴取 (誰が、どこで、どのような方法で)
- ② 被害児童、加害児童以外の児童への聴取 (誰が、どこで、どのような方法で)
- ③ 聴取内容の共通理解 (5W1Hまたは6W2H)

●確認後の事後対応

★生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) が方法を決定し、市教委へ報告。重大事態発生の場合は、市教委と協議のうえ対応。※「重大事態対応フロー図」を参照

【注】 対象児童の心的不安、背景、抱える問題、集団の質を考慮し、プライバシーに配慮して対応する。必要に応じて、関係機関への協力を依頼する。

- ① 再事情聴取の必要性の確認 (必要であれば、事実確認に戻る)
- ② いじめられた児童や保護者への対応 (複数対応：担任、学年主任、教頭)
○児童を支える体制、保護者への連絡、スクールカウンセラーの要請
- ③ いじめた児童や保護者への対応 (複数対応：担任、学年主任、教頭)
○再発防止に向けた指導、保護者への連絡、圧力防止の指導
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ (複数対応：担任、学年主任)
○加担行為の理解、集団全体での話し合い、被害児童・加害児童への配慮
- ⑤ ネットいじめの場合の対応
○速やかな削除、ネットパトロールへの依頼、情報モラルの再周知

●解決後の継続的な支援

★いったんの解決後も、観察を継続し、情報収集に努め、言動についての支援も保護者との連携の上で継続。

<重大事態が発生した場合の対応フロー図>

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告（市教育委員会から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

★市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会が調査主体となる場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

3 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携について

いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

(2) 出席停止措置について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行う。

しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。(学校教育法第 35 条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。(H13.7.11 文科発 466 事務次官通知)

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察署に相談し、連携して対応する。特に、児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。

(4) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

4 教職員の研修の充実

○本方針を活用した校内研修を実施し、全ての職員で共通理解を図る。

○一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

○初任者等の若い職員に対しては、校内での O J T が円滑に実施されるよう配慮する。

<カウンセリング・マインド研修>

全ての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

<O J T (On-the-Job Training)>

先輩が後輩に対して具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

III 基本方針の公表、点検、評価

- 1 「大富小学校いじめ防止基本方針」について、ホームページで公表し、保護者・地域へ周知し、理解を得る。
- 2 いじめに関する調査やその分析を行い、結果に基づいた対応をする。
- 3 学校評価アンケート等の実施により、いじめ問題への取り組みを保護者・児童・職員等で評価し、見直す。
- 4 年度ごとに、「大富小いじめ防止基本方針」に基づく取り組みを P D C A サイクルの手法を用いて検証し、より実効性のあるものにしていく。
- 5 新しい県の方針が出た際には、「大富小いじめ防止基本方針」の見直しを実施する。